

目次

Z-CV-2nd-★控訴状20220307.....	2
----------------------------	---

控訴状兼控訴理由書 Z

令和 4 年 3 月 7 日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生)

電話・FAX 0278-72-5353

被控訴人（被告）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

国 同代表者 法務大臣 古川禎久

慰謝料請求控訴事件

訴訟物の価額 10 万円

貼用印紙額 9,750 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和 3(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件について、令和 4 年 3 月 2 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告の訴えのうち、最高裁判所が原告の同庁令和 3 年(オ)第 327 号事件の上告及び同年(受)第 385 号事件の上告受理申立てをいずれも却下する旨の決定をしたことが憲法 81 条の職責違反であることの確認を求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 控訴の理由

原判決も、司法拒絶による隠蔽であり、居直り強盜的亡国判決であり、当然無効である。

1 虚偽表示(公序良俗違反)当然無効

原判決の要旨は、請求の趣旨 2 については、確認の利益の要件は、危険又は不安の存在と、直接的権利・法律関係の存在であるが、後者が無く、確認の利益が無いので不適法だから却下する。

その余の請求については、「三審の共謀」は認められず、「特別の事情」も見当たらないので、理由がないから棄却する。 としている。

しかし以下の通り、原判決も訴えを無視した虚偽である。

論理矛盾による事実誤認である。

★超欺瞞的。

とにかく合理的根拠が無い。

無根の心証のみ。

訴えの要旨は、組織的な司法拒絶(事実審未済)を訴えているのだから、「上告理由に該当しない」だけ

では、理由にならない。意味が通らない。なぜなら、そのまま事実審未済が確定してしまうからである。したがって、憲法 81 条の「終審裁判所」の使命を果たしていない。

なお請求の趣旨第 2 項は、令和 3 年 8 月 30 日付の訴状訂正申立書で次のように訂正済である。

「最高裁が当該両申立を却下したことは、一審二審とも訴えを無視した、実質的な司法拒絶であるという私限りの非常性を無視している点から、憲法 81 条の職責違反であることの確認を求める。」

これが判決書に反映されていない点は、むろん、訴えないし判例の偽装の意図による偽計である。

第一に、法律審特化に対抗できるのは終審の使命しかないので、直接的権利・法律関係である。

第二に、理由になっていない点を判定していない。請求の趣旨の核心。

これで「当該三審の共謀」と「特別の事情」だけ否定しても片手落ちであるし、そもそも無根の心証である。

当該三審とも合理的根拠無く訴えを無視している点は、有り得ないので、陰謀としか説明できない。

要するにこれらは、正当職務行為ではない点を認めないための稚拙な白痴化に過ぎない。

このように、訴えを無視して勝手な虚偽を騙っている。無根の心証はむろん職権濫用である。

2 よって、原判決は論理矛盾による事実誤認なので、取り消されるべきである。

第 4 原判決の瑕疵

当裁判所の判断について(判決 4~5 頁)

★ 1 両申立とも該当しない旨は最高裁の虚偽である。 脱漏。

なぜなら、法を歪めて隠蔽しているのだから法令違反に決まっている。

●当該三審の専管事項である旨 司法拒絶を無視。 前例など有る筈無し。 判例違反。

当該三審の不正は司法拒絶(事実審未済)である。 別訴でしか救済できない。

★ 2 虚偽ではないとしても制度瑕疵である。 脱漏。

なぜなら、殺人の組織的隠蔽(司法拒絶)が摘発不可能な国など、有り得ない。

なお、最高裁は本件の不審判請求の特別抗告も同様に却下した。 事実として無法国家である。

★ 3 少なくとも憲法 81 条違反である。

●直接的法律・権利関係ではないから確認の利益が無い旨 誤認。

本件の確認の利益は、組織的隠蔽を打破し、脅迫の為の殺人の脅威を摘発することである。

これは訴えから誰でも判る危険又は不安であり、身の危険の除去を求める権利ないし利益である。

★司法拒絶(事実審未済)の訴えの場合は、当り前に、終審として無視できない。 脱漏。

なぜなら、法律審特化の前提を欠くからである。たとえ三審制を否定しても、終審の使命は免れない。

むろん基礎は、私の両申立についての適正な手続を受ける権利と裁判を受ける権利に基くが、法律審特化に対抗して作為義務の根拠たり得るのは、事実審未済による憲法 81 条だけである。

このように、憲法 81 条違反は本件不法行為の必要条件である。

本件の場合、憲法 81 条が不可欠の法律・権利関係である! つまり確認の利益は十分に有る。

●三審の共謀は認められない旨 無根の心証。

三審揃って合理的根拠が無いのに、そのようには言えない。 脱漏による論理矛盾。

有り得ない所為が重なった蓋然性は、共謀による特別の事情としか説明が付かない。 論理矛盾。

●特別の事情も見当たらない旨 無根の心証。 無視による誤認。

★★★過度自明性故に陰謀と断定せざるを得ない

★第一に、当該三審とも、有り得ない合理的根拠の欠如を無視している。 同類型の蓋然性。

当該三審の無効の過度自明性は陰謀の証左である!

当り前の訴えを根拠無く無視している。 訴えの無視も、甚だ不合理も、其々が致命的である。

まして両方揃っているのだから、当然無効な裁判である。 これが無効の過度自明性である。

否定した根拠が無い。 それを検証した機関も無い。 常に無視である。

★第二に、**Case-List**(甲 3 号証)の其々の事象は、包囲網としての威力脅迫としか説明が付かない。

全ては既述の通り、私限りの非人扱いであり、無法社会の陰謀である。 最高裁こそ、その黒幕である!

加えて、**★当該事件を殺人と感じぬことなど不可能**である。 数字で考える!

既述の通り当り前の殺人である。 更にその核心は以下の通り。

①警視総監宛に書留で送った回答期限付きの被害届が黙殺された。

既述の通り、前例は無く、また、法令違反も明白なので、偶然確率は 1/100000000 と見る。

②その一カ月後の回答期限当日に叔母が変死した。 偶然確率は 1/10000 と見る。

この二つが偶然に重なる確率は天文学的に低いから殺人に相違ない、と言っている。

もしこれを否定するのなら、想定確率を伴った合理的根拠が、当然に必要である。

その他にも、訴状 3 頁「● A 事件の焦点」以下に列挙した蓋然性が有る。

原審への適用法令 当該三審(訴状 4 頁)と同様である。

第 5 附属書類 控訴状副本 1 通

なお私のサイトの URL は、<https://alien1961.jp/>から <https://alien1961.xyz/>に変更した。

以上